

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	庄内町	国調人口(H17. 10. 1現在)	24,677
構成団体名		職員数(H19. 4. 1現在)	246

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計の全職員数を記載すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.33(H18)	標準財政規模（百万円）	6,415(H18)
実質公債費比率（%）	17.3(H19)	地方債現在高（百万円）	28,048(H18)
経常収支比率（%）	93.5(H18)	うち普通会計債現在高（百万円）	13,075(H18)
実質収支比率（%）	6.1(H18)	うち公営企業債現在高（百万円）	14,973(H18)
		積立金現在高（百万円）	3,011(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。
 なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを採用するものとする（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力指数1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input type="checkbox"/> 該当なし	
〔合併期日：平成17年7月1日〕	
基本理念	町づくりの主役は私たち町民と私たちをとりまく自然であり、自然とこの町に住む人々を大切にしたい町づくりをすすめます。町民と行政、企業と各団体がそれぞれに応じた役割と責任をもち、互いに助け合う参画と協働を基本に、元気で自立した町をつくりまします。
将来像	「自然はみんなのエネルギー いきいき元気な田園タウン」 6つの基本方針と21の主要施策を掲げ、(1)行財政改革の推進、(2)町民と地域の各団体との相互信頼関係の構築、(3)新しい住民参加の推進を図りながら町運営をしていきます。新町の顔が見える施策の展開として、1「子供を安心して生み育てられる町（子育ては家庭ぐるみ町ぐるみ）」、2「高齢者のとびっきり元気な町づくり」をめざします。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で要旨を記載すること。また、要旨については、別様としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	庄内町財政健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～23年度（5カ年）
既存計画との関係	庄内町集中改革プラン（平成18年度～平成22年度）
公表の方法等	庄内町ホームページ及び広報「しょうない」への掲載と議会への説明
基本方針	庄内町集中改革プランに基づき改革の取組みを実施するとともに、現在の財政状況の分析や今後の財政状況を把握しながら、財政運営の健全化を図り持続可能な町づくりに取組みます。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	31	78		109
	補償金免除額	1	10		11
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	50	30		80
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	14	19		32

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度末残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
普通 会計 債	一般単独事業債	23,027	12,192		35,219
	一般公共事業債	1,178	2,229		3,407
	公営住宅建設事業債	5,753	39,689		45,442
	義務教育施設整備事業債		7,158		7,158
	臨時財政特例債	956	11,663		12,619
	調整債		5,584		5,584
小 計 (A)		30,914	78,515	0	109,429
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		30,914	78,515	0	109,429

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成21年度末残高）	年利7%以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
普通 会計 債	義務教育施設整備事業債	40,010	28,841		68,851
	一般単独事業債	9,832	922		10,754
					0
					0
小 計 (A)		49,842	29,763	0	79,605
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		49,842	29,763	0	79,605

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成20年度9月期残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度9月期残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
普通 会計 債	一般単独事業債	13,333	18,400		31,733
小 計 (A)		13,333	18,400		31,733
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		13,333	18,400	0	31,733

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>基金の取崩しにより予算編成をしている状況にあるが、合併特例措置が切れる合併11年目以降財政運営に支障がないよう行財政のスリム化に中長期的に取り組んでいく必要がある。人口は、平成22年23,367人と減少傾向にあり、子育てと教育や高齢者元気な町づくりに力を入れながら定住人口の拡大に努めていく必要がある。財政指標のうち、経常収支比率はH17年度92.7%で類似団体の平均値83.3%よりはるかに高く、財政の硬直化が見られる。実質公債費比率は、平成17年度16.9%で類似団体の12.7%より大幅に高い。財政力指数は0.320で類似団体0.75より大幅に低いものとなっている。プライマリーバランスを確保しながら、基金の取崩しに頼らない持続可能な財政運営にあたる必要がある。</p>
財政運営課題	<p>課 題 ①</p> <p>合併の際に4つの大型プロジェクト（文化の森、八幡スポーツ公園、中心市街地活性化、健康増進施設）の計画や、狩川小大規模改造工事（H19～21、事業費5.5億）、さらには余目地区の3小学校（S38～42建設）が改築も必要となってくることから、今後これら事業の精査や優先度を考慮しながら進めていく必要がある。</p>
	<p>課 題 ②</p> <p>起債償還額は年々減少傾向にあるが、平成21年度後期に縁故債の変則償還（1/2一括償還365,400千円）を迎えることから、借換え等により平準化を図っていきたい。又、補償金免除繰上償還については積極的に取り組んで利子の軽減等により少しでも財政指標の改善を図りたい。</p>
	<p>課 題 ③</p> <p>収入の確保を図る上から、収納率向上アクションプランにより、きめ細かな対応を図るとともに、ナイトサービスの実施や口座振替の推進等納付環境の整備にも努める。又、滞納者に対する対応について税務アドバイザーの協力を得て進めており、悪質な事例については厳正に対応したい。 (H18 92.2%← H17 93.5%)</p>
	<p>課 題 ④</p> <p>特別会計等繰出金は年々増加の傾向にある。これらを抑制するためにも、他会計事業の精査と事業の抑制を促すとともに、使用料等の見直しによる繰出金の抑制を図る必要がある。（農集H18 193,517千円【△3,229千円】←H17 196,746千円、下水 384,692千円【32,935千円】←351,757千円、国保 182,037千円【△18,484】←200,521千円、老健 189,981千円【4,767千円】←185,214千円、介護 270,584千円【△3,230千円】←273,814千円）</p>
	<p>課 題 ⑤</p> <p>合併して施設が多くなったことや建設年数も経過しているため、維持補修費等に多額の経費を要する。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記載する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 行政改革に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容	
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	合併時の職員数は298人と類似団体別職員数（260人）と比較すると38人の超過となっている。人件費を抑制し、安定的な行政運営を確保することは、本町が取り組むべき必要不可欠な急務な課題である。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	行政ニーズに対応した分かりやすい組織編制とすることが必要不可欠であり、職員数は合併してまもないこともあり、他団体と比べ超過となっている。定員適正化計画においては、合併協議における新・まちづくり計画で毎年度の退職者に対し新規採用は毎年1名とし、職員の純減と人件費の総額削減を図る。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを行なっている。地域手当の支給はしていない。
◇ 技能労務職員の給与のあり方	技能労務職員の給与については、国における同種の職員の給与を参考とし、また、その職務の性格や内容を踏まえ、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意し、適正な給与制度に努める。見直しの取組方針の策定は県及び他市町村の動向をみながら対応する。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	平成18年度まで勸奨退職に関する要綱により、50歳以上勤続20年以上の職員に1号給（新給料表）から6号給の特別昇給があったが、平成19年10月1日から廃止した。
◇ 福利厚生事業のあり方	山形県市町村職員共済組合の事業主負担割合の適正化や職員組合に委託している福利厚生事業（健康診断、団体定期保険、アロマセラピー・メンタルヘルス研修等の保健事業、忘年会・秋のお楽しみ会等の親睦会事業※飲食費を除く）等、住民の理解が得られるものとなるよう点検・見直しを行い、適正に事業を実施する。
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 物件費の削減	合併して施設数も多くなり、また、年数も経過している施設が多いことから、修繕に多額の経費を要している現状であるが、合併時の財政計画において前年度比2%の削減目標を設定しており、目標達成に向け徹底した節減合理化を図るよう予算編成方針で指示している。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	「指定管理者制度」導入に関するガイドラインを平成19年3月に策定したが、その中で施設の移行区分を明確にして「指定管理者制度」への移行については平成19年度から概ね5年間を目処に実施する。

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>課題③</p> <p>「庄内町収納率向上アクションプラン」を平成18年7月に策定しており、それぞれの行動計画の実施により徴収率の向上を図る。また、町有財産及び物品等で使用目的がないものについては、積極的に売却あるいは貸付を検討し、財源確保と維持費の削減を図る。</p>
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	<p>庄内町土地開発公社については、平成18年6月30日に第3種公社経営健全化団体の指定を受け、平成22年までの経営健全化計画を策定し、その中で経営健全化に取り組んでおり今後の動向を見守っている状況にある。</p>
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開	
◇ 給与及び定員管理の状況の公表	<p>給与及び定員管理のあらましについては、年1回広報「しょうない」に掲載するとともに、HPで更に詳しい内容で公表している。</p>
◇ 財政情報の開示	<p>財政状況の公表に関する条例により、6月、12月に財政状況、又、財政分析表をHPで公表するとともに、予算、決算、バランスシートについては広報「しょうない」とHPに掲載している。</p>
○ 公会計の整備	<p>5年後を目指して整備するということであり、今後情報収集や研修等へ積極的に参加をしながら実施に向けて取り組んでいきたい。</p>
○ 行政評価の導入	<p>平成18年度223事業の事務事業評価を実施した。平成19年度も222事業の評価作業を実施することにより職員のコスト意識を高め、効率的・効果的な行政運営を進める。</p>
7 その他	<p>課題①②</p> <p>プライマリーバランスの黒字化を図る上からの起債による事業の精査、優先度を考慮するとともに、公債費の平準化を目指して取り組む。</p> <p>課題④</p> <p>繰出金は年々増加傾向にあることから、他会計事業の精査と繰出金の抑制に努める。</p> <p>課題⑤</p> <p>施設の効率的な運営を念頭に輝きながら施設修繕については、年度別平準化を図りながら緊急的なもの、優先度の高いものから実施する。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

